

新宿労働基準監督署発表
平成27年4月30日

新宿労働基準監督署 次長 穂山 邦男 第四方面主任監督官 茅野 考人 新宿区百人町 4-4-1 ☐ 03-3361-5400 (直通)
--

建築工事現場で墜落災害を発生させた

建設業者を労働安全衛生法違反容疑で送検

新宿労働基準監督署（署長 徳力信二）は、新宿区内の建築工事現場において発生した死亡災害について、本日、当該工事を施工した建設業者等を、労働安全衛生法違反容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

記

1 事件の概要

平成26年4月15日、株式会社Sコーポレーションが元請として施工する東京都新宿区内所在の3階建集合住宅建築工事現場で、外装工事を請け負った個人事業主が、3階床の開口部から1階の土間まで6.15メートル墜落し、死亡するという災害が発生した。

捜査の結果、元請の工事現場責任者及び死亡した個人事業主は、労働者が墜落するおそれのある3階床の開口部に、法で定められた墜落防止措置を講じていなかったことが判明したものの。

2 被疑者

- (1) 株式会社Sコーポレーション
本社所在地 東京都中央区
- (2) 同社工事現場責任者A（37歳 男性）
- (3) 個人事業主B（死亡時54歳 男性）

3 違反法条文

(1) 株式会社Sコーポレーション及びAに対して

労働安全衛生法違反

同法第 31 条第 1 項

労働安全衛生規則第 653 条第 1 項

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

(2) 個人事業主Bに対して

労働安全衛生法違反

同法第 21 条第 2 項

労働安全衛生規則第 519 条第 1 項

同法第 119 条第 1 号（罰則）

（別添資料参照）

4 今後の当署の取組み等について

- (1) 「墜落・転落」による労働災害は、死亡又は後遺障害といった重篤な結果につながりやすいことを踏まえ、労働基準監督署では、これまで建設現場に対して「墜落・転落」等を含む労働災害の防止を重点とした監督指導を継続して実施するとともに、法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた現場に対しては、司法処分など厳正な対応を行っています。

本件、個人事業主は死亡しているものの、労働者の安全確保のための墜落防止措置を講じていなかったことから、被疑者死亡として送検することとしたものです。

- (2) 東京労働局管内の建設業の労働災害について、平成 26 年においては 37 名の労働者が亡くなられており、このうち「墜落・転落」によるものが 13 名と全体の 35 パーセントを占めており、これらの災害の多くは「基本的なルールを守っていなかったこと」や、「安全性の検討を十分に行わずに作業を行ったこと」を要因として発生しており、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されているところです。

このような状況を踏まえ、当署では、今後も個々の建設会社や建設現場に対し司法処分を含む厳正な対応を行うこととしています。